千葉市大北遺跡の検討

一律令制下東国の一様相一

萩原恭一

目 次

1.	はじめに219
2.	大北遺跡の概況・・・・・・・・・220
3.	大北遺跡の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4.	大北遺跡の性格と畿内産土師器出土の意味を考える232
5.	おわりに

1. はじめに

律令制下の東国は、律令政権の長く細くそして強靱な触手により統治されていた、という側 面と、従前とほとんどかわることのない生活形態を保っていた、という側面との二面性を有し ていた――これは、東国の古代集落を調査した人間が、その遺跡をとおして不断に抱く、正直 な所感であろう。律令政権は律令を基軸に、国――郡――里(郷)という地方統治のための組織 機能を、戸籍・計帳というデータを以ってさらに強化し、統治・収奪につとめたわけであり、 その前線となった施設の跡として、国衙・郡衙・駅家跡などが各地で検出されるわけである。 これらは、集落においても、既に掘立柱建物が一般的であった畿内などとは異なり、竪穴住居 が一般的であった東国においては、掘立柱又は礎石建物という形態を持ち、礎石建物に至って は更にその屋に瓦をのせるなど、周辺の集落と比べ、明らかに異常な風貌を有し、その較差は 甚だしく、東国においては、まさにスポット的な律令政権の横顔であったと思われる。更には、 これに国分僧・尼寺が加わって来るのであるが、そのような状況の中、東国の人々はその生活 形態はさして変化しないままに律令体制にとり込まれ、律令農民としての多くの義務と負担を 強要されて行ったのである。これは、政治的宇宙における中心と周縁の問題として捉えられる ものであろう。本稿においては、そのことについて論ずるだけの余裕はなく、又、私にはそれ だけの器量はないのであるが、多くの構造的矛盾を内包していたであろうことが、容易に想像 される。

一般に律令政権の顔として我々の思い浮かべるものは、今挙げたような建造物であるが、それは単に、非能動的な無機物であり、東国の農民達が律令政権を直に感じ、そして触れるのは里(郷)長や郡衙の役人達を通してであり、それによって裏打ちされた上で、建造物は律令政権の象徴として、彼らの目に映ったものと考えられる。が、律令政権の末端機関と、それに関わった人々の施設と生活は、その実像を明確に浮び上がらせるだけの、物質的資料を充分には得ていないというのが現状であろう。特に、郡司・里(郷)長などの在地の有力者層の居宅などといったものは、全くと言ってよいほど解明されていない。彼らは本来在地の生え抜きの人々であるから、律令官人としての一面と、農民にとって、従前からの統治者、又は同胞としての一面との両面を併せ持っており、この点では国司などとは大きく異なる。

これらの人々の生活の実態に近づくための良好な考古資料はないだろうか?――これについて、直接的ではないかも知れないが、その解答材料となってくれる資料として、千葉市大北遺跡を挙げることができる。私は、その整理作業の一部に携わり、報告を書く機会を得たのだが、その際、まだ上述のような明確な問題意識を持っておらず、その資料を充分に消化・駆使することができずに、実に中途半端な内容の小文で報告を済ませてしまった。本稿も、それほど深

千葉市大北遺跡の検討

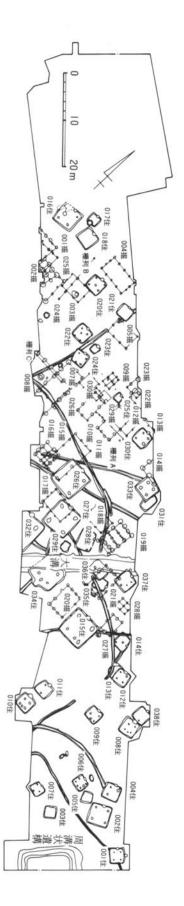
く掘り下げた内容のものにはなり得ないかも知れないが、大北遺跡の資料を通して、その実態に少しでも近づいてみたいと考えている。

2. 大北遺跡の概況

大北遺跡は千葉市宮崎町に所在する。東京湾に沿ってのびる海岸平野を見下す下総台地上にのっている。鉄道敷設工事に伴い、昭和54年に約半年を費して調査したものである。遺跡構成の中心は、29棟の掘立柱建物と、37軒の竪穴住居である。その時期は弥生時代後期から平安時代中期にかけて、と、やや幅があるが、掘立柱建物は7世紀末~9世紀前葉の間に集約されており、竪穴住居は全体の半数が、掘立柱建物と時期を一にしている。掘立柱建物は全5期に分類され、それぞれの時期に竪穴住居を伴っている。掘立柱建物と、それに伴う竪穴住居とはその全期間を通じて建物主軸を整

第1表 大北遺跡遺構変遷表

-11	
掘 立 柱 建 物	住: 001,002,003,004,005,006,007,
出 現 以 前	008,009,016,037,038
(3C~7C後半)	周溝状遺構
掘建柱建物 I 期	住:012
(7C末~8C初)	掘:017,018,020,021,027,028
掘立柱建物II期	住: 010, 011, 015, 018, 026, 027, 034
(8 C 前 葉)	掘: 003, 005, 007, 010, 011, 014, 025
掘立柱建物III期 (8 C 中 葉)	住: 032, 033, 036 掘: 002, 004, 012, 013, 023, 029, 030 冊列: A, B, C
掘立柱建物IV期	住:013,021
(8 C 後 葉)	掘:008,015,019,022,024
掘立柱建物V期	住:022,023,024
(9 C 前 葉)	掘:001,009,026
掘立柱建物 消滅以後 (9 C中葉~)	住:014,020,028,029,030,031,035 大溝



千葉市大北遺跡全測図(Scale:1/400)

然と統一しており、その前後の時期とは大きく異なる。掘立柱建物と竪穴住居とは、その配置 において、判然たる境界のようなものを有しておらず(第Ⅲ期に、栅列らしきものがあらわれ るが)、両者は、一体となって機能していたように見える。

遺物は、大きく分けて二種類のものが検出された。一種類は周辺のごく一般の集落遺跡から 検出されるのと同じ在地の土器であり、もう一種類は、暗文を有する、所謂る畿内産土師器で ある。畿内産土師器は編年でいう平城宮 I の段階に、そのほとんどが属する(若干、II に近い 様相を示すものも見える)。これらは、遺跡内の広い範囲で検出されているが、とりわけ、調査 区内北西部に位置する018号竪穴住居跡のものを最大量として、数軒の竪穴住居跡から、廃棄パ ターン(吹上パターン)によって集約的に検出されている。その他に、円面硯、灰釉陶器、緑 釉陶器そして特殊金属器(毛彫り馬具・用途不明銅製品)などが、量はそれほど多くはないが、 調査区内から検出されている。

3. 大北遺跡の検討

一般集落遺跡と比較した場合、大北遺跡は遺構・遺物の両面において特殊性を有している。 特殊性の意味するものは何であるのか、それを知るために、ここで、遺構・遺物の両面から大 北遺跡への検討を試みる。

(1) 遺構からの検討

大北遺跡を特色づける29棟の掘立柱建物は、その主軸を、北を中心にしたわずかな振幅のうちに収めている。関東地方の一般集落遺跡では、この時期この狭い範囲にこれだけ多く、且つ主軸の揃った掘立柱建物群を有するものは存在しない。まずそれだけの理由からも、一般集落と同一次元において取り扱う可き遺跡ではないことが感じられる。ではどれだけ異なるのか。それを実証するために、地方官衙遺跡と、平均的な集落遺跡の両方の掘立柱建物の検出状況・主軸・配列・規模を比較してみよう。より多くの遺跡を用いて比較検討した方がよろしいのであろうが、詳細な報告の有無による制約の他に、その膨大な作業をこなすだけのゆとりがなかったので、ここでは地方官衙と判断されている静岡県藤枝市御子ケ谷遺跡、千葉県我孫子市日秀西遺跡、そしてその可能性の高い千葉県栄町大畑 I 遺跡を、一方一般集落遺跡としては千葉県八千代市村上遺跡、同市権現後遺跡、千葉県東金市山田水呑遺跡、神奈川県海老名市上浜田遺跡、そして時代はやや新しくなるが神奈川県厚木市鳶尾遺跡を材料として、比較検討してみることにする。

まず各遺跡の掘立柱建物の面積・規模について比較してみたい。第2表は各遺跡の掘立柱建物の、規模別に見た面積の平均値を出したものである。どの遺跡においても共通に存在する3

第2表 掘立柱建物比較表

※ 規模不明の建物は割愛した。

上段は面積=m²

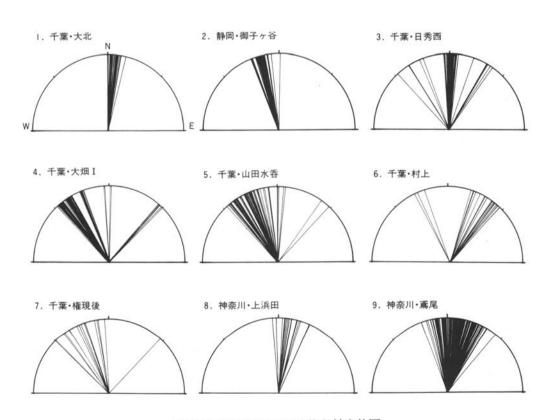
下段は左が側柱建物、右が総柱建物の棟数

					1 1215	工"。[图]工火	- 1131 H 11	110 120 170	- 11-24
遺跡規模	大 北	御子ケ谷	日秀西	大畑 I	山田水呑	村上	権現後	上浜田	鳶尾
1 × 1	6.96 (1-0)	_	19	_	6.54 (6-0)	7			4.40 (1-0)
2 × 1	12.96 (1-0)	12.00 (0-1)		9.72 (1-0)	6.30 (1-0)	11.40 (3-0)	_	10.08 (1-0)	
2 × 2	(2-2)	16.38 (4-2)	2 2	10.44 (1-0)	14.85 (14-0)	13.44 (9-0)	16.03 (10-0)	13.24 (2-2)	15.73 (37—2)
3 × 1				22.44 (1-0)	10.08 (1-0)	-	-	11.04 (1-0)	-
3 × 2	(5-1)	19.56 (1-5)	27.93 (3-10)	25.08 (8-0)	23.00 (15—0)	22.44 (11—0)	21.07 (4-0)	22.83 (9-0)	21.21 (66—3)
3 × 3	34.48 (3-1)	28.57 (0-7)	41.58 (0-9)	35.80 (2-0)	28.66 (3-1)	-	-	24.48 (1-0)	27.00 (4-0)
4 × 2	2	19.50 (0-1)	46.98 (0-4)	32.80 (3-0)	= <u></u>	1			29.85 (2-0)
4 × 3	37.12 (2-0)	36.00 (0-2)	53.28 (0-8)	42.41 (2-0)	37.75 (6-0)		_		-
5 × 2	-		48.60 (0-3)		4 × 4	-	1	1	-
5 × 3	70.20 (1-0)	46.40 (5-0)		79.50 (4-0)	55.44 (1-0)	,		-	
6 × 2	S	,——,;	68.04 (0-1)	72.74 (2-0)		-			-
6 × 3	33	12	r <u></u> n	92.60 (2-0)	9	7	-	-	
7 × 3		1:	12						-
8 × 3	8	-	$103.63 \\ (0-1)$					<u> </u>	
9 × 3		1922	ss	100.89 (1-0)	-				
10× 3			151.20? (0-1)	·	74.88 (1-0)	-			

間×2間を例にとって考えてみると、最低が御子ケ谷の19.56㎡、最高が日秀西の27.93㎡である。うち日秀西のものはほとんどが総柱建物である。この差は桁行で102cm、梁行で68cmであるから、柱間あたり約一尺分の差と言える。逆に言えば、そう極端な差は見出せない、ということでもある。ではどのあたりから差を見出せるか、というと、まず村上、権現後両遺跡は3間×2間の建物より大きなものは存在せず、上浜田は3間×3間、鳶尾は4間×2間の建物を最大

としている。そして、桁行 5 間以上の建物は、御子ケ谷、日秀西、大畑 I、大北、山田水呑に共通して見られる。但し、山田水呑の様相は他の 4 遺跡とやや異なり、 4 間× 3 間の次は突如 10 間× 3 間がしかも 1 棟だけ存在する。このように極端に様相を異にする建物の存在は、他の遺跡には見られない。この桁行 5 間以上の建物の内訳は、御子ケ谷 5 棟(および規模不明 1 棟)、大畑 I 9 棟(および規模不明 2 棟)、大北 1 棟(および規模不明 2 棟)、大北 1 棟(および規模不明 2 棟)、山田水呑 1 棟である。うち日秀西のものは全て総柱建物であるという特性をもつ。他の遺跡のものは全て側柱建物である。桁行 5 間以上の建物には、公的施設としての性格が強いことは、今更ここで触れるまでもなかったかもしれないが、比較によって、ある程度は確実性を帯びさせることができたと思う。

次に、建物の主軸方位の統制について考えてみる。第2図を見てみよう。これは、長軸を主軸方位として報告されているものを、全て北を中心と見做した場合に置き換えたもので、それぞれの報告書中に見える方位図に若干手を加えたものである。この操作によって、主軸方位の統制の度合は更に視覚的に理解し易くなったものと思う。これによると、大北の場合、真北ではなく若干東寄りの所に主軸方位の集中を見せ、その東西振れ幅は14度である。御子ケ谷は22



第2図 遺跡別掘立柱建物主軸方位図

度であるが1棟だけ極端に振れたものが見え、それを除くと15度の振れ幅で、大北とほぼ同じ になる。日秀西、大畑Iには単発的に主軸方位を異にする建物も見られるが、全体で見るとか なり狭い――10~20度の範囲内に著しい集中が見られ、やはり方位の統制がとられていること が見てとれる。逆に全方位にほぼ万遍ない散らばりを見せるのは鳶尾で、その振れ幅は59度で、 うち特に集中する部分の振れ幅は40度強である。建物主軸方位は振れ幅45度がばらつきの最大 値で、それを超えると、逆にばらつきは収束に向い、90度で復旧するわけであるから、鳶尾の 掘立柱建物は、ほぼ全方位にその主軸方位を散らして建っていたことになる。そして、鳶尾ほ どではないにしても、ほぼ同じ傾向を示すのは村上、権現後、そして山田水呑遺跡である。但 し、ここでは同時存在の建物を抽出した上での統計を行っていないので、100~200年という集 積のあとから話を進めるかっこうになってしまった。後者のように方位にばらつきを見せた集 落については、時期別の、より細かい観察を試みる必要があるが、掘立柱建物に正確な年代を 付与した報告は意外に少なく、ここでは行い得ない。又、広い面積の中に疎に配した場合と、 狭い面積の中に密に込めた場合とでは、自ずから様相も変わってしまうことは容易に想像でき、 その点も考慮せねばならないのかも知れないが、逆に、狭い面積の中に集約的に建物を配置さ せる点に、公的施設としての特徴があることも事実であろう。但し、ここで注意しなければい けないことがもう一点ある。それは主軸方位の統制を受けている遺跡のほとんどが、北を中心 にした統制を受けているのに対し、大畑I遺跡は、その主軸方位の中心を、かなり西寄りに置 いていることである。このことについては、幾つかの考えが示されているが、ここでは提示に のみ留める (千葉県立房総風土記の丘1985)。

さて、次にやはり重要な問題として、掘立柱建物の用途がある。このことについての分析・考察では、石田広美(松村・石田1977)、小笠原好彦(小笠原1983)、松村恵司(松村1983)、伊丹徹(伊丹1985)の各氏の論考が見られる。まず石田氏は山田水呑遺跡の報文中において、山田水呑の掘立柱建物群を、倉庫、住居(高床・低床)、内土間住居、作業所、納屋に分類し、そのうち、住居として利用されているのは、上層階級の人々によるものであろう、と結論づけている。当時、集落内における掘立柱建物は、ただ莫然と "倉" として捉えられていたのであるから、それをこのように多彩な性質を付与し分類することは、まさに驚きであった。が、建物規模を主体的基準とした分類は、若干の再検討の必要性を孕んでいる。次に小笠原氏は断定は避けながらも、束柱を持つものを倉、側柱建物はそのほとんどが竪穴住居にとってかわるべき建物であるとして捉えている。この点について、松村氏は穀倉・穎倉の違いを摘出し、更には一般集落内に見られる倉は穎倉の可能性の高いこと、そして、住居としての掘立柱建物との区別のむづかしい穎屋については、倉とは基本的に異なるもので、本来的な貯蔵機能の認めがたい臨時施設であるとしている。氏によるこの分類及び使用内容の定義づけは、文献・考古資

料の双方を駆使し、説得力に富み、集落研究にとっては、まさに一筋の光明と言っても良いも のであった。以上のような前提のもとに、伊丹氏は相模国内の集落資料を用いて、集落の人口、 稲の収穫量などを復原した上で、集落内の掘立柱建物の主たる機能は居住施設であった、と、 あらためて述べておられる。つまり趨勢としては、集落内の総柱建物は穎倉、側柱建物は居住 施設(一部は穎屋)という解釈におちついているようである。が、石田氏によって提起された 作業所・納屋・住居・倉などの機能的分類に対する考古資料からの対応、そして住居の場合の 有床・無床の判別など、まだ置き去りにされている問題がある。特に問題なのは、総柱建物= 倉、側柱建物=住居というように単純に割り切った場合、村上、権現後では、倉は存在しなか ったことになってしまう。これは、伊丹氏が鳶尾・上浜田・向原例をもとに「…一般集落に穀 稲倉が林立している情景は、応時民衆が様々な搾取――租庸調、雑徭、兵役、及び公私にわた る出挙等――で疲弊しているであろうことを考慮に入れれば、想像もつかぬことではなかろう か。」と言っているのと同じくらいに、驚くべきことではなかろうか。つまり、村落内には、仮 の収納施設-- 類屋はあり得ても、恒常的な収納施設-- 倉はなかった、ということになってしま うのである。このことについては、同じような状況から見て、平城京内においても、総柱でな い倉庫の存在したであろうことを、黒崎直氏が指摘している(黒崎1984)。となると、石田氏が 試みたように、規模(面積)から倉を割り出すことになるのだと思うが、穎倉である場合、束 柱のない建物が、どの程度の規模で、どの程度の荷重に耐えられるのか、といった問題を解決 しなければ、先の松村氏の論は、集落研究の場で、充分に生かし切れないことになる。従って、 現段階においては、掘立柱建物の用途をめぐっての比較検討には、まだ無理がある、というこ とになろうか。

以上のように、掘立柱建物を中心に見た場合、建物の規模・面積・主軸方位の統制の度合と 言った面で比較を行うと、大北遺跡は、御子ケ谷、日秀西、そして大畑Iのように、公的施設 の跡であろうとされている遺跡のそれに、かなり近い数値・様相を示していることが、明確に できたと思われる。そこで次に、掘立柱建物ばかりでなく、竪穴住居を交えて見た場合、各遺 跡が、どのような様相、どのような違いを見せるかを見てみたい。

郡衙跡と考えられる御子ケ谷、日秀西では、掘立柱建物・竪穴住居の併存は認められない。特に御子ケ谷では塀によって、明確な境界を設けている。日秀西にはそのような施設は見られないが、前代まであった竪穴住居を、明らかにその区域から締め出しており、掘立柱建物群による単一空間を作り上げている。これは大畑Iにも言えることで、大畑Iの場合は貧弱ではあるが、更に細く浅い溝が存在し、それが区画施設になっていた、と考えられる。これらに対し、大北遺跡は掘立柱建物Ⅲ期に貧弱な栅列を見せるだけで、特に掘立柱建物群と竪穴住居群とを仕切る常設的区画施設は設けず、明らかに両者一体となって機能していたことがわかる。これ

は村上・権現後・山田水呑・上浜田・鳶尾の集落遺跡と同一の傾向を示している。但し、掘立 柱建物と竪穴住居は混然一体となって存在しているわけではなく、松村(松村1977)、國平(國 平1984)の両氏の指摘のように、それぞれブロックをなして存在しているのである。この点は やはり大北遺跡も同様である。が、大北遺跡が他の集落遺跡と異なるのは、たとえ一時期で、 しかも貧弱なものであっても、区画施設を有する時期のあったことであり、且つ、竪穴住居が 掘立柱建物群と同じ主軸方位の統制に従っていることである。この2点は大きな特徴であると 思う。

以上、掘立柱建物の規模・方位そして竪穴住居との有機的関係を材料として比較した場合、大北遺跡には、地方官衙に見られるような、公的施設の備える可き諸特徴と、一般集落に見られる特徴との双方を有していたことが明瞭になった。が、どちらの要素をより多く備えているか、と言えば、やはり公的施設の諸特徴をより多く備えている、という結論になるであろう。

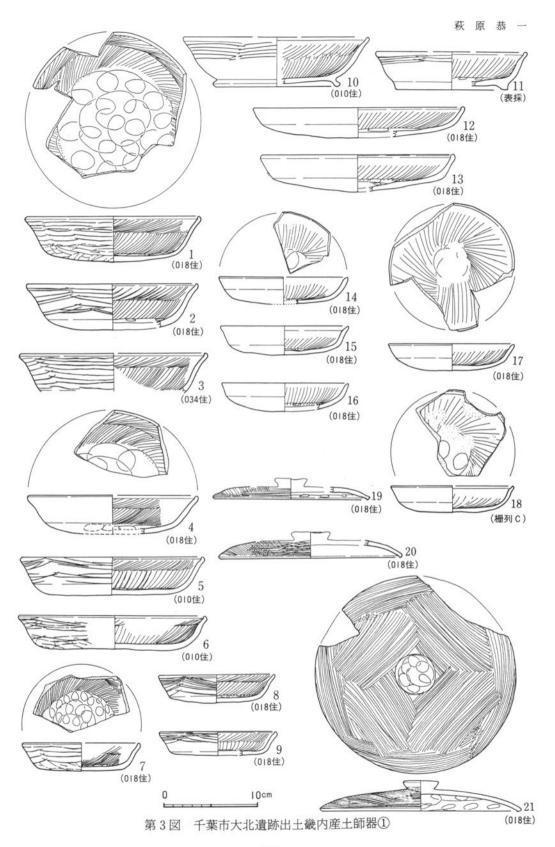
(2) 遺物からの検討

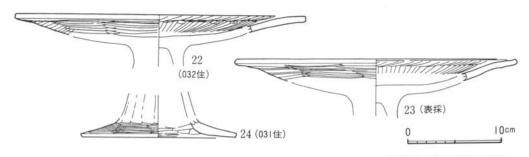
前節で、遺構面から大北遺跡の特徴を追ってみたのに続き、本節では遺物の面からその特徴を追い、浮かび上がらせてみたいと考える。

大北遺跡の報告書において、私は暗文を有する畿内産土師器、それに伴出する須恵器を主たる対象として、簡単な小考を付してみた。ここではそれを敷衍させて、その特性を更に明確なものにさせて行きたいと考える。

初めに暗文を有する畿内産土師器の研究史について簡単に触れておきたい。

飛鳥・奈良時代の暗文を有する畿内産土師器は、今更贅言を費すまでもなく、奈良国立文化財研究所の飛鳥・藤原、平城地域の発掘調査によってその実態が解明され(奈文研1978 a・b、1982ほか)、伴出文字資料によって実年代を裏付けされたその土器編年は、現在最も信頼するに足る編年として、確固たる評価を得ている。飛鳥・藤原、平城地域の土師器の実態が解明されるにつれ、今度は、それまで余り気にもとめていなかった各地方においても、畿内産土師器ではないか、と思われる土器が注目されるようになって来た。単独の報告書中では、比較的早くから気付いているものも見られるが、集成の形でまとめられたのは、石田広美氏によるものが最初であろう(石田1983)。氏は千葉県内の、しかも奈良時代のものに限って取り上げておられるが、その後、西山克己(西山1984)、石戸啓夫(石戸1984、1986)の両氏により、千葉県内だけでなく、"東国"というより広い範囲での飛鳥・奈良時代を中心とした、暗文を有する土器の検証がなされ、分布の実態が究明されただけでなく、畿内産・畿内産模倣型(畿内系)・在地産という三分類の可能なことが明らかにされた。特に石戸1986論文において、同氏は分布モデル、搬入パターンを、当時の歴史的社会背景を考慮された上で、仲々興味深い論を進めており、本稿は氏の論文に啓発されるところ大であった。





第4図 千葉市大北遺跡出土畿内産土師器②

『千葉急行線内埋蔵文化財 発掘調査報告書II』より転載

さて、大北遺跡出土暗文土器についての畿内産としての同定の問題は、報告書中にも示した とおり、胎土分析では平城宮内出土のものとは値が一致せず(千葉県文化財センター研究紀要 8)、その方面からの同定の立証は得られなかった。が、色調・技法・形態・焼成からは、畿内 産土師器と判断して、問題のないものであろう、と考える。その時期は平城宮Ⅰ期に属するも のがほとんどで、II期への移行段階に属するか、と考えられる資料も、若干含まれている。第 3・4図に示した他に第3表に見えるように、破片から識別された個体数は相当数を示す。そ の器種は7器種(統計上は蓋も1器種として集計したので、表では8器種)で、全て飲食用の 土器のみである、という特徴を有する。破片は遺跡全体に散って検出されたが、特に018号住居・ 010号住居・034号住居の3軒の竪穴住居から、廃棄パターン(いわゆる吹上パターン)で検出 されている。その中でも、018号住居からは、実測可能個体の大半が検出され、その量は桁外れ のものであった。又、この住居からは、同様の廃棄パターンで多量の須恵器蓋杯(杯B)も伴 出しており、畿内産土師器と須恵器は一括廃棄であったろうと考えられる。報告書中において は、018号住居出土の資料を材料として、その器種構成を、杯AI・杯AIII・杯CII・杯B・III AI・高杯の、銘々器 5、共用器 1 の計 6 器種と復原した。そして、それが $12\sim17$ 人の人間に よって使用された食器群である可能性を示したが、実測可能な程度にまで復原できた個体は、 破片による個体数の復原値よりも、かなり少ない。従って、器種数の復原には問題はないとし ても、個体数及び使用人数の復原には、未だ問題が残るようである。

さて、これらの食器群が、何故、どのような人々によってこの地に持ち込まれ、廃棄された のかを解明する手がかりを得るために、若干の検討を加えてみたい。

まず、東国における分布の実態をとおして、大北遺跡の位置づけを考えてみる。先に記した石戸氏(石戸1986)は、その分布の実態と解釈をこと細かに記されている。氏によると、暗文を有する畿内産土師器の搬入は、東国では飛鳥IIの段階で始まり、飛鳥V(平城宮 I)の段階で爆発的に資料数が増大し、平城宮III期を以って衰退するとしている。そして東国出土の暗文土器を、A類(畿内で製作された搬入品)、B類(放射暗文+螺旋暗文の模倣品。1一形態・調

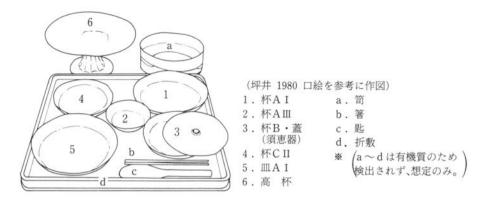
第3表 大北遺跡出土畿内産土師器集計表

		第3表	入北江	良妙田工	戦内性コ	一帥岙朱高	1140		
遺構	杯AI	杯AIII	杯B	杯CII	MA I	III A III	蓋	高杯	器種不明
图穴住居 001									(1)
010	6		1(II)	(1)	(1)		1		(2)
011	1			(1)				2	(4)
014	·								₿(3)
015	1	1			(2)	6(+2)		2	
016					1				
017									(4)
018	15	13		6(+10)	8(+6)		7	3	(46)
020								1	
021					1		1	1	
022	2						2		(6)
023			-						(1)
024	1							1	
025	1								
026	1	1			1			1	(2)
027									(1)
030	1								
031								1	
032					(1)		1	1	
033								1	(4)
034	2			1	1(+2)		1	2	(1)
037									(2)
掘立柱建物 001								1	(3)
001	1								(1)
003	1								(2)
007					1				(1)
010	_								(3)
011									(1)
019		1		(1)					
022	-								(2)
027								1	
栅 列 C				1					
遺構外			1(II)						(71)
合 計	34	16	2	8(+13)	13(+12)	6(+2)	13	17	

整まで模倣するもの。 2 一暗文の模倣のみにとどまるもの)、C類(放射暗文のみを持つ暗文土器。 1 一伝統的に暗文を加えるもの。 2 一単発的に出現するもの)の計 5 種類に分類している。 これは、別の言葉を用いれば、A類—異文化の搬入、B類—影響と模倣、C類—消化と伝統、

という 3 段階分類として捉えられるものだろうと考える。そして、この 3 種類に見られる統計的傾向として、氏は、A類は特定地域に集中する傾向があり、継続的に搬入され、一方 B類はA類を出す遺跡の近くに、そして C 類の分布する中に A・B類の分布が見られるとされ、更には、A類出土地を中心に B・C 類出土地が同心円状に分布し、その分布地域の連続したり点在したりする関係は、「…在地における中心地域と中心地域(官衙と官衙の関係を想像されるとよい)を結ぶ古代の街道を復原していると思われる。」とされている。A類・B類・C類の設定及び理解の仕方は、かなり説得性を持つと考えられる。勿論、A類が思わぬ所で単発的に出土するなど、矛盾する状況もまま現われるとは思うが、それは物流に伴う偶然と考えねばならないだろう。さて、この分類にあてはめて考えると、大北遺跡例は、A類である、ということになる。が、"継続的に搬入される"という定義にはやや合致しない点が見られる。大北例は先にも記したとおり、大部分が平城宮 I 期に属し、平城宮 II 期への移行期のものか、と思われるものは少量あるのみで、決して継続的と言えるような状況とは言えないようである。

さて、次に土器の移動に関してであるが、まず、飲食用の土器にのみ限られる出土の仕方か ら見て、内容物の交易に伴って移動したものではないことが想像される(石戸1986)。そして、 その移動距離の甚だしさと、流通物資としての価格の低さから見て(西1979)、土器そのものが 交易物資としてはるか僻遠の地まで持ち込まれたとは、容易に首肯できない。又、それは、大 北遺跡の例が例外となり得る程度の量しか、各遺跡から検出されていない状況から見ても、交 易物資ではあり得ないことが、理解されよう。となると、その移動は、やはり人の移動に伴う 付帯的なものである、と考えるのが、最も妥当な解釈である、ということになろう。では、そ の人の移動とは何なのか。他の遺跡のように、数個の土器の検出ならば、都への調の輸送にか かわった人々が、帰路の食器として京の市で購入したものである、とする考えも成り立つであ ろうが、大北遺跡ほど大量かつ多器種のものが、ほぼ同時に搬入され、同時に廃棄されたとな ると、個人の段階で理解できるようなものではなくなってしまう。又、在地の有力者層、もし くはその一族の者が、従者を多く得ての都からの帰路の食器として購入したものであるとすれ ば、当人の食器としての器種数6器種は妥当であるとしても、従者の分を考えると、多過ぎは しないだろうか。このように考えてくると、結局、これらの土器は、畿内からこの地(又はこ の地を通過しても良い) に任務を帯びて派遣された人々が携えて来た往路の食器である、と考 えることが、最も妥当であるように思える。勿論、その場合でも、破籠のような携帯用食器で 充分対応できると考えられるにも拘らず(「土左日記」参照)、この大量の飲食具を持ち歩いて いたのであるから、そこにそれらの人々の特性が見えて来るような気がする。そこで、これら の土器が全て支給品であった、という前提のもとに、参考資料として、写経所の下級官人(経 司以下雑使以上)の例を引いてみる(関根1969)。それによると、各人に「大笥一口」「埦一口」



第5図 大北遺跡(018号住居)出土畿内産土師器による食膳復原図

「坏一口」「佐良一口」「塩坏一口」という組み合わせで支給されている。大笥は有機質のため 残存しないから、大北例と比較するのは「埦」「坏」「佐良」「塩坏」の4器種となる。大北の杯 Bは蓋を持つので、杯・椀のいづれに比定されるのかわからないが、「一口」ではなく「一合」 となる。つまり、写経所の下級官人達に比べ銘々器は1器種多く、かつそのうちの1器は蓋つ きとなり、更に共用器が1器種つくのだから、内容としては、かなり上であると考えられるが、 文献資料からでは、これ以上の確実な階級比定はできない。

以上、東国の遺跡において、単に畿内産土師器が検出されたということではなく、その中でも桁外れの出土量を示す大北遺跡の例が、どういう点で特殊であり、又、どういう意味を持つのかを考えてみた。このことに関する結論は次章で記す。

畿内産土師器以外で注目す可き資料としては、027号住居出土、及び表面採集の圏足円面硯が挙げられる。共に小破片であり、全容はわからない。しかし、円面硯を出土しているにもかかわらず、墨書土器の量は少なく、又、これといって特別な意味を持つと考えられる文字の記された墨書土器は見当らなかった。しかし、一般集落では、多くで転用硯の検出が見られるだけであるから、やはり円面硯の存在は、それなりの意味を持つと考えられる。

又、前代の遺物=伝世品の廃棄か、と考えられるが、025、026号住居からいわゆる毛彫り馬 具が出土している。「道上型毛彫り」の系譜をひくもので、7世紀中葉の産とされる(田中1980)。 このことは、大北遺跡に掘立柱建物群を出現させた人々のものであるとするならば、彼らが既 に7世紀中葉において、ある程度の地位を得ていた人間であったことを類推させる。

以上の、暗文を有する畿内産土師器、圏足円面硯、そして毛彫り馬具といった一連の資料は、 掘立柱建物群、竪穴住居群と一体となって、大北遺跡を表象しているのである。

4. 大北遺跡の性格と畿内産土師器出土の意味を考える

前章までにおいて、大北遺跡の特性を浮かび上がらせるために、遺構・遺物の双方の面で検討を行った。本章においては、大北遺跡の性格と、畿内産土師器出土の意義をより具体的に把握・特定するために、様々な可能性の提起←→実証(又は否定)を繰り返し、最も実態に近い像を導き出して行きたい。

(1) 郡衙としての可能性

報告書中においても触れてみたが、ここでもう一度とりあげてみる。地方官衙としての可能性を考えた場合、明らかに、国衙級の遺跡ではないから、郡衙以下を対象にして考える。これについては、山中敏史氏(山中1983)の掲げた規定について、大北遺跡を照合させて、否定的要件・肯定的要件を対比した結果、結局郡衙(評衙)ではないという結論を得た。その内容は下記の6点である。

〈否定的要件〉

- i) 掘立掘り方が総じて平面円形で、かつ全体に貧弱なものが多い。
- ii)竪穴住居と掘立柱建物が一体となって機能している。
- iii) 総柱建物が少なすぎる。
- iv) 区画施設が貧弱で、かつ一時的なものでしかない。

〈肯定的要件〉

- i)交通の要衝であった可能性が高い。
- ii) 飛鳥浄御原令施行期に(比較的)近い時期から掘立柱建物群が出現する。

肯定的要件 2 点は確かに注目すべきことであるが、先の否定的要件 4 点を備えることは、郡 衙 (評衙) としては致命的欠点であろう。従って、郡衙 (評衙) としての可能性はないと考え てよいだろう。

(2) 駅家及び駅家集落としての可能性

「延喜式」兵部省には、下総国 驛馬:井上十疋、浮嶋・河曲各五疋、茜津・於賦各十疋(傳馬:葛餝郡十疋、千葉・相馬郡各五疋)、と見える。上記5駅の他に延暦24年に廃止された鳥取・山方・真敷・荒海の4駅があり、奈良時代にはこのあわせて9駅が、下総国内に存在していたと考えられる(木下1982、坂本1954ほか)。大北遺跡が駅家であるとすれば、それは東海道の上総――下総を結ぶ線上にあることになる。このルートは神護景雲2年以前は陸路を武蔵から下って来るのではなく、三浦半島から浦賀水道を抜けて、上総天羽に入り、北上して来るのが主たるルートであったと考えられる(坂本1954、石戸1984)。従って、都から下る場合、下総に入っての最初の駅家は河曲の駅家であることになる。さて、それぞれの駅家がどの地に比定され

ているか、というと、吉田東伍・坂本太郎両氏 のものが現在も尚妥当であろうと考えられてい るのだが、河曲の周辺の駅家について見てみる と、上総大前駅:市原市大厩、下総河曲駅:千 葉市寒川町、浮嶋駅:千葉市幕張町となってい る (吉田東伍1907、坂本1954)。これらの間は、 直線距離で、大前--河曲間約9km、河曲-浮嶋間約9kmで、ほぼ等間隔である。これは里 数にして凡そ17里であり、30里を基調として約 10里の過不足を認めた駅間距離としては、やや 短い部類に入るであろう。では直線的な海岸線 のルートではなく、もう少し大まわりなルート をとっていたのであろうか。当時の地理につい て考えてみると、まず河曲駅比定地とされる寒 川の集落は都川河口の砂洲上にのっており、式 内社 (寒川神社)を擁しており、一方の浮嶋駅 比定地とされる幕張の集落は花見川河口の砂洲 上にのっており、愛宕山古墳の存在することか ら、両地ともに、当時既に安定した地形となっ ていたことが想像される。逆に、砂洲と台地の 間の現在の海岸平野は、当時湿地となっていた ことが想定される(千葉県文化財センター研究



第6図 駅家配置想定図 (1/160,000:海岸線は陸軍迅速図による)

紀要 9)。不断の生活に支障を生じさせるほどの湿地であったか否かはわからないが、雨後の通行などは、恐らく無理であったろう。現在は農地改良によって全完な乾田化が完了しているが、ごく最近迄の田圃は、大方がどぶ田であったようであり、応時の姿を想像するに難くない。となると、海岸線に沿った砂洲上を繋ぐ道か、大まわりして台地上を曲折する道を通ることになろうが、下総台地は小支谷が樹枝状に複雑に入り込んでおり、多くの上り下りを繰り返さねば通行はできず、当時、台地上の道はあったであろうが、官道として不断に利用されたとは思えない(が、官道の副道として利用されていた可能性はある)。一方海岸線の道については、時代はやや下るが、「更級日記」の下総の部分の記述には、海岸の風景が見られ、"くろとの浜"というところに泊っていることからも、妥当性は高いものと考えられる。このように、河曲駅=寒川、浮嶋駅—幕張という比定は決して無理なものではなく、逆に、明確な歴史的基盤を持ち、

かつ古環境の復原からも強い説得性を持つものであることが考えられる。となると、大北遺跡が駅家及び駅家集落であった、と考えようとした場合、最も可能性の強かった河曲駅は寒川の地にあったことがほぼ確定的となったが、ここで一応、大北遺跡が駅家及び駅家集落であることを前提とした場合の考古学の面での検討を付してみたい。

高橋美久二氏も指摘するとおり(高橋1982)、駅家であるとされる遺跡は実に少なく、推定地 として、安芸国安芸駅館跡かとされる下岡田遺跡、遠江国栗原駅跡かとされる伊場遺跡が挙げ られる程度である。が、伊場は今尚解釈の仕方が交錯しており、確定はできない。下岡田遺跡 は広島湾東北岸の小丘陵上南端に立地する。検出遺構は礎石建物2棟、掘立柱建物1棟、井戸 1基(他に中世掘立柱建物4棟)であり、遺物としては瓦、土師器、須恵器、円面硯、緑釉陶 器片、木簡、斎串等が検出されている。一方伊場遺跡は遠州灘を臨む海岸低地帯の旧砂堤列上 に立地している。遺跡内に河川跡があり、その周辺に40棟強の掘立柱建物が検出されており、 遺物としては木簡・墨書土器の多くの文字資料が注目される。その内容は郡衙・駅家・軍団・ 寺院を示すものと、非常に種々雑多であり、そのため、それによって単純に伊場の性格の根拠 づけをすることは難かしい。又、建物が全体に小振りで、建物主軸も不揃いであることから、 上記の補完的な民間施設ではないかとする説も出ている(山中1985)。以上のように、下岡田遺 跡は発掘面積が狭いため全容を復原しづらく、又山陽道という大路の駅家であるため礎石建物 という立派な施設を擁していることなど、直接の比較がむづかしい。このように、考古学の面 で駅家の実態を摑むことはかなりむづかしいことがわかった。一方、文献から駅家の構造を垣 間見ることのできる資料が二、三ある。伊勢国度会郡の駅家、と河内国丹比郡の駅家の例、そ してやや時代の下るものとして筑後国国府駅館の例である。伊勢国度会郡の駅家は、修理の対 象として倉一宇、屋四宇が記されている。河内国丹比郡の駅家は同郡日根野に移して正倉とし たものとして、倉八宇、屋二宇が記されている。そして筑後国国府駅館一院は四面に垣を築き 鳥居が一基あったことが記されている。筑後国例は時代も新らしく、又、部分的記載なので別 として、度会郡・丹比郡の例はある程度の建物の棟数を彷彿とさせる。勿論双方とも全建物を 記したものか否かわからないが、丹比郡の場合、倉・屋併わせて10棟という建物の数からして、 かなり立派な施設であったことが想像される。これと比較した場合、大北遺跡は掘立柱建物の 数だけで比較すると少なく、又倉と断定できる建物の数も少ない。

以上、歴史地理学、考古学、文献史料の面から検討した結果を総合すると、歴史地理学の面から見ると河曲駅―寒川の比定は充分根拠のあることで、可能性が高く、あえて河曲駅―大北遺跡とする根拠はなく、又、考古学、文献史料の面からは、特に積極的な評価は下せない、ということである。が、河曲駅―寒川である場合、大北遺跡に非常に近いところにあったことは、重要なことであり、大北遺跡の性格を結論づける段で、再び論じたい。

以上のほかにも、軍団、牧などの公的施設としての可能性を考えてみたが、検討材料が少な過ぎて、積極的に論を進められるようなものではなかった。結局、地方官衙施設としての可能性を考慮してみようとしても、絶対にこれである、と言えるものが見当たらないのが実態であるようだ。となると、一体どのような性格を、他に考え得るのか。主軸を揃えた掘立柱建物群、畿内産土師器、円面硯――これらを考える時、地方官衙でないにしても、畿内との強い結びつきは否定できないであろう。つまり機関としての公的な結びつきのみでなく、私的な面での結びつきも、考えてみる必要があるだろう。

(3) 在地有力者層の居宅としての可能性

大北遺跡の掘立柱建物群が1世紀以上に亘って継続していること、毛彫り馬具のような前代 の遺品を有していること、掘立柱建物の出現以後も同様に竪穴住居群の存在が継続しているこ と、など、その施設群が個人のものであるとするならば、在地性を強く帯びた人のものであっ たであろうことが、想像される。さて、個人の居宅であることを想定した場合、どのような人々 を考えれば良いのであろうか。大北遺跡は、当時下総国千葉郡池田郷に属していたと考えられ るが、この地において、在地性を強く帯びた有力者としてまず浮かぶのは、千葉国造大私部直 氏である。同氏は「国造本紀」にはもれており、史料初現は「日本後紀」延暦廿四年十月癸卯 条である。私部と蘇我氏との結びつきが強いこと、大北遺跡から約4kmのところに式内社蘇賀 比咩神社があることなどから、大北遺跡は、千葉国造大私部直氏の故地と呼べる地域内に位置し ていると言えよう (前川1963·1967、吉田晶1973、安藤1980ほか)。大北遺跡の北西 1 kmには 8 世紀前半代の創建と考えられる千葉寺がある。創建当初より郡寺としての性格を有していたで あろうと考えられているが、吉田晶氏や須田勉氏の指摘するとおり(吉田1973、須田1980)、千 葉寺周辺には大型前方後円墳や、終末期大型方墳は存在せず、郡寺を造営するだけの権力的・ 歴史的基盤を見出しづらいわけである。更に須田氏は「……当該地域における国造設置の有無 は別として、千葉寺周辺には大型前方後円墳は認められず、一般の国造支配領域における古墳 群の規模に比べると、明らかに質的差を認めることができる。……千葉寺跡の造営者は郡司層 よりも下位の階層を檀越としたことが想定される…」とされている。一方、須田氏のこの提言 に反応するかのごとく、安藤鴻基氏は次のような見解を示されている(安藤1980)。蘇我氏との 濃厚な結びつきを見せる私部を統轄する千葉国造大私部直氏、そしてその故地には式内社蘇賀 比咩神社が存在していること、一方距離にして30kmほどの隔りを見せるが、印旛郡栄町岩屋古 墳(方80m高さ12.5mの方墳)の系譜下にある氏族が建立したであろうと考えられる竜角寺が、 蘇我氏と関係の深い山田寺系の瓦を有すること、そして岩屋古墳の規模の大きさから見て、両 地はその被葬者の同一支配領域下に入っていたのではないか、というのがそれである。山田寺 系の瓦を出す寺院が、即ち蘇我氏との結びつきを有するとする考えは短絡的であり、批判す可

千葉市大北遺跡の検討

き点を含んでいると思うが(千葉県立房総風土記の丘年報8)、岩屋古墳の被葬者を、東国経営推進者として進出して来た蘇我氏の一人であるとし、更には千葉国造・印波国造を統轄していた、とする見解は、竜角寺古墳群と千葉郡内の古墳の貧弱さ、千葉国造大私部直氏と千葉寺、岩屋古墳と龍角寺の存在の間にある矛盾や因果関係を、無理なく解きほぐしてくれる意見として、今の段階では実証性に乏しいかも知れないが、充分傾聴するに値するものであると考える。又、蛇足かも知れないが、7世紀後半から8世紀代にかけて、競合するかのように建立された地方寺院の多くが廃寺となっているにもかかわらず、龍角寺・千葉寺の両寺が、姿を大きく変えてはいるものの、現在も創建時と同じ場所に堂宇を留めていることは、単なる偶然ではないように思える。いづれにしても、千葉寺は千葉国造大私部直氏の建立による、と考えてまちがいないであろう。

さて、大北遺跡の主人を、この様な性格を有する千葉国造大私部直氏であると考えた場合、 居宅として適当な規模・内容を備えている、と言えるのだろうか。平城京内の宅地建物につい て、黒崎直氏が集析しておられるので、それを引用して比較してみよう(黒崎1984)。黒崎氏は 平城京内の宅地建物をその配置・構成から、下記のように4類型に分類しておられる。

- i) 雁行型配置:京内よりも各地集落に一般的。主屋タイプが少なく、組み合う2棟がほぼ 同じ大きさ。近接して倉庫様の建物を伴うこともある。
- ii) L字型配置:京内・集落で最も普通に見られる。集落では主屋タイプは少なく、京内では主屋タイプが多い。L字に組み合う2棟の建物を伴う場合も多い。床面積は約60㎡~約150㎡まで大小さまざま。
- iii) 並行型配置:京内でも、宮周辺に特徴的に見られる。差の明確な2棟が組み合う主屋タイプを通例とし、更に多くの建物を伴う。有力貴族の邸宅と呼ぶにふさわしい。
- iv) コ字型配置:公的空間を構成する建物配置。京内宅地とは無縁な配置型。有力貴族であっても、私的な邸宅である限り、この配置は作り得なかったと思われる。

以上が黒崎氏の分類内容であるが、大北遺跡の場合、後2類型との対比は無意味であることが明白であるから、前2類型とのみ比較してみると、大北遺跡は全容が出されていないので、確実なことは言えないが、全5期のどの時期を見ても、雁行・L字型のいづれにも正確にはあてはめられないように見える。又、面積の面で見てみると、40㎡以下が圧倒的に多く、II期の007号、IV期の008・015号がやや大きくて、主屋的、と言える程度である。全5期の全体を通して配置が変容しているため、一定の姿相にあてはめることは、さらにむづかしい。強いて言えば、IV期において、L字型に近い配置型態をとると言える程度で、他の時期は、雁行型に組み込まれるのであろうか。

一方、東国の豪族の居宅であろうとされる遺跡は、最近、群馬県内で、集中的に調査され、

実態もかなり明らかにされて来ているのだが、それらはいづれも古墳時代のものであって、奈良時代相当のものは、遺構のうえで確定できるものが見当らない。文献史料に残るものとしてよく用いられるのは、「常陸國風土記」香島郡条のト氏の居宅に関する記述である。建物数についてなどの細かな記載はなく、おおまかな様子が記されているだけであるが、その中に「…嶺頭構舎、松竹衛於垣外……」とあり、高まったところに屋敷を構え、周囲に松と竹を垣のそとに巡らしていたことがわかる。

以上、京内その他の貴族・豪族の居宅と考えられるものについて挙げてみたが、どの遺構と比較してみても、仲々符合しない点の多いのが実際である。特に、黒崎氏のまとめられたものと対比させてみようとしても、全容のわからない大北遺跡が相手では、確実なことが言えず、うまく対応できない。が、他の遺跡に共通に見られる特徴は、やはり区画施設の存在である。平城京内の居宅は地割りがなされており、ト氏の居宅は松竹と垣が巡らされ、そして、詳細は記さなかったが、群馬県の古墳時代豪族居館址とされる物は、全て濠によって明確な区画がなされている。それにくらべて大北遺跡は、一時期貧弱な栅列を巡らすだけで、他の時期は、常に竪穴住居との間に境もなく一体となっている。つまり、邑里との隔絶ではなしに、邑里との一体化が特徴なのである。

このように比較してみた場合、この大北遺跡を千葉国造大私部直氏の居宅跡であるとするには、やはり貧弱であり、かつ明瞭な区画施設を見せず、又、邑里と一体となって、集落に対する卓越性の強調―隔絶を見せておらず、積極的にこれを想定することはできない。が、下位の人々の居宅を想定するには、余りにも整然としすぎており、やはり不自然であるとしか考えられない。となると、現在のところ、全く実証の手だてがないのであるが、千葉国造大私部直氏の本宗家ではなく、系列一族の居宅としての可能性が、最も強くなってくるのではなかろうか。そして、7世紀末の律令体制整備段階において、掘立柱建物群が出現しはじめるわけだから、単なる居宅ではなしに、同時に、公的施設の補完的機能をも果たしていたのではなかろうか。

(4) 大量の畿内産土師器出土の意義

最後に、大北遺跡を考える場合、誰にとっても、一番の疑問であるところの、"何故大量の畿内産土師器がこの地に持ち込まれ、廃棄されたのか"について考え、結論へと導きたい。既に 3章2節においても指摘したとおり、この土器群は、何らかの任務を帯びて、畿内から派遣された人々の携えて来たものであると考える。ではその人々はどのような人々で、何のために運び込んで来たのか、ということについて考えてみたい。

第一に挙げるのは、畿内産の土器群を搬入して来たのは、下総に赴任して来た新任国司の一行であり、道中の食器として使用していたものを、儀礼に伴い廃棄したものである、とする考えである。まず、何故下総に赴く新任国司一行を想定したのか、ということについてであるが、

これらの土器の使用された 8 世紀前葉の東海道は、三浦半島突端の走水から、上総天羽に抜け、北上し下総に入る経路をとっていた、というのが第一点である。次に大北遺跡の南約 5 kmのところに上総・下総の国境である村田川があり、国入りを終えた国司一行は、最初の駅家である河曲駅家を利用した可能性が高いこと、が第二点である。何故河曲駅家と結びつけるのかは後述する。国司下向の折り、及び着任後の諸行事等については「朝野群載」巻第二十二国務条々事にその大略が記されているが、着任後についての記述が主であり、下向の際の様子を復原する好資料としては、「時範記」(早川1962)が挙げられる。承徳三(1099)年、平時範が因播守に補せられ、美作国府まで下向した折りの記録であり、行程・諸行事が細かく記されている。大北遺跡の畿内産土師器が、下総国に下向する新任国司によってもたらされたものではあるまいか、とする見方の最大の拠り所は下記の「時範記」中の一文にある。

(承徳三年二月)

十四日、京、辰剋進發、未剋着美作國境根假屋、國司被儲之、亦有饗饌・華秣等、以使者令而故・・・・・・
實於官人等、官人在宮人原云々、入夜使還來、

十五日、學、雨雪、早旦召美書生給馬一疋、卯剋着東帯々翻騎黑毛馬越鹿跡御坂、未出峯下馬、立峯上、西面、官人以下立峯下、南面、先是神寶前行、事相從、弁侍在下官後、稱前官人以下稱籍、次下官揖官人、次騎馬、官人騎馬先行、弁侍在下官後、僕從等在其後、巳剋至于智頭郡驛」家、簾中居饌、先食餅、先啜粥、以其退給智頭郡司、依先例也、次解脱、着衣冠騎他馬進發、山路嶮難如對九折、入夜着惣社西假屋、依例儲酒肴、于時戌剋、着束帯着惣社西舎、縣馬、先以官苻令給稅所、官人先以奉行、次行請印、次以鎰置下官傍、亦給封令付印樻、次着府、鎰取在前如例、入自西門於南應下馬昇入、簾中弁備饗饌如恒…

これは、播磨・美作の国境を越えて、美作国府へと到る部分を中心とした一文である。内容を整理してみると、二月十四日に美作との国境の根假屋で饗饌を設け、使者を出して、官人等に国越に伴う儀礼の故実を問うている。翌十五日に"着束帯、帯劍"といったいでたちで、国越えの儀礼を行い、美作国智頭郡駅家に到り、饗饌を設け、その料理を智頭郡司に退け給わっている。そして束帯を脱いで、再び惣社へと向う……といった順序の内容である。特に注目す可きは""を打った部分で、"問故実"、"依先例也"とあり、この一連の儀礼作法が、故実一先例に則って行なわれている点である。これらの儀礼作法が局地的でなく、かつ、律令盛期にまで遡ることのできるものであるとすれば、大北遺跡にも、これを適用できるのではないだろうか。つまり、下総へ下向する国司一行は、国越の前に上総のいづれかの地で饗饌を設け、国境の村田川を渡る際に、国越の儀礼を行い、そして下総国に入っての最初の饗饌を、河曲駅家一寒川の地で行ったのではなく、この大北遺跡でとり行ない、千葉郡司が出迎え、同席を得て、その席の料理は、千葉郡司に退け給われた、と考えるのである。更に細かく考えると、国司一

行は常に飲食具は携帯しており、料理・酒は宿泊地においてもてなしを受けるが、食器は自分 達のものを使用した、と考え、千葉郡司に料理を給わる際には、食器ごと給わり、そして目的 地である下総国府へ向った、と想定するのである。このように考えれば、器種数の多いこと、 一括廃棄であること、が容易に説明できるのである。――が、この解釈にも、やはり幾つかの 問題がある。① 時範記、及び (帰路の資料となるが) 土左日記によれば、国司はその旅程に おいて、交替の前任(又は後任)国司及びその兄弟・子息や郡司、それに土地の富豪層の人達 によっていたるところで歓待を受けており、又、駅家での給仕も得られたのであるが、果たし て、このように大量の飲食具を携帯する必要性があったのかどうか。② 国司の国越儀礼に伴 う飲食具の一括廃棄である、とするならば、何故、後続国司による同様の儀礼の結果としての、 後続時期の土器群が検出できないのか。――まず①の問題について。当時、佐原真氏の指摘す るような(佐原1983)、"恒常的属人性"を持つ食器を使うことが、一般的なこととして行なわ れていたならば、大量の飲食具を持ち歩くのは、充分に考えられることである。が、その際、 その食器の帰属する人名を附しておかなければ、個体の判別は困難で、属人性を保てたかどう か疑問である。ちなみに、大北遺跡出土の畿内産土師器は、"大"の字を記したものが一点ある のみである。となると、属人性は保てなくても、食器は持ち歩くものであった、と考えるか、 又は、墨書によってではなく、各人が携帯したか否かは別にして、一人分の食器は折櫃などに 識別できるような方法で収納・携行した、と考えるのが妥当だろう。次に②に対してであるが、 これこそが大北遺跡の性格を表わず、最も重要な点であり、これに対する答えこそが、全てへ の解答であると考える。つまり、何故同一時期の土器群のみで(正確に言えば、わずかに後続 的様相を示すものもあるが、量的には比較にならない)、連続性を持たないのか、ということで あるが、要するに、大北遺跡は、常時、下向国司を受け入れるような施設ではないのである。 先述したように、大北遺跡は、千葉国造大私部直氏の系列一族の居宅であり、かつ、公的施設 の補完的役割を負っていた可能性が高いと考えるのだが、私は、それは駅家の補完施設であっ たろう、と考える。寒川の地に比定される河曲駅家は、大北遺跡からきわめて近い所に位置し ているが、雨の後、上総大前(大厩)駅家から河曲駅家に抜ける途中の海岸平野はぬかるみ、 利用困難なため、砂洲上の道を進んでそこに到ることはせずに、先に官道の副道として利用さ れたかも知れない、と考えた台地上の道をとり、そのまま台地上に存在する大北遺跡を、駅家 施設のかわりとして利用したのではないだろうか。つまり、東海道の本道である海岸の道路が、 雨後の増水等によって利用できなくなった時に限って駅家としての機能を果たしたのが、大北 遺跡であり、不断の素顔は、千葉国造大私部直氏の系列一族の居宅だったのではないか、と考 えるのである。駅家の補完施設であったために、先に試みた駅家としての他の遺跡・文献資料 との比較が、滑らかにできなかったのであり、又、邑里と一体となって機能していることも、

千葉市大北遺跡の検討

このように考えると、納得が行くのである。そして土器群の解釈に再びもどると、それら大量 の畿内産土師器は、下総国に下向して来た新任国司一行が途次使用して来た飲食具で、国越儀 礼ののちに、大北遺跡で饗饌を設け、その料理を食器ごと千葉郡司に給し、その食器群は、そ の際この地で一括廃棄されたのである。

大北遺跡の性格と、大量の畿内産土師器の検出された意味について、私は以上のような解釈 (註8) を示す。

5. おわりに

文字資料(木簡・墨書土器など)・文献資料などで、直接的にその性格を裏づけることのできない大北遺跡について、様々の資料を用いて、その性格を、あぶり出しのように引き出してみた。論の進め方がくどくどしく、かつまどろっこしいものであったかも知れないが、何とか首肯し得る結論を得られたのではないだろうか。今後、検出される新資料によって、この解釈が裏うちされることになるか、それとも完全に否定されることになるか、私にはわからない。が、現在のところは、これが最も矛盾の少ない、最も妥当な解釈だろうと思っている。

最後になりましたが、大北遺跡の性格を考える上で、実に有益な史料となった「時範記」の 存在を教示して下さった笹生衛氏、大北遺跡の畿内産土師器の器種分類・個体数復原の作業を して下さった林部均氏の両氏に、謹しんで、感謝の意を表します。

註

- 1. 面積・規模そして主軸方位の統制の有無によって、官衙施設(又は公的施設)、一般集落の判別を試みる場合、 山田水呑と上浜田は相矛盾する要件をそれぞれ内包している。つまり、山田水呑は大型建物は有するが主軸方 位の統制はほとんどなされていない。逆に、上浜田は大型建物はないが、主軸方位の統制はなされている。こ の辺に、両遺跡の性格をうかがわせる要点があるように思える。
- 2. 私は大北遺跡の報告書中において、畿内系土師器の認識及び認定の点で、かなり否定的な意を示したが、石 戸氏の1986論文に接し、その実態を理解することができた。ここでは両氏の論を広く用いる。
- 3. 「続日本紀」巻二十九神護景雲二年三月乙巳朔条。
- 4.「類聚三代格」巻一神郡雑務事太政官符弘仁八年十二月廿五日条
- 5.「續日本後紀」巻十承和八年閏九月丁酉朔条
- 6.「鎌倉遺文」古文書編第八巻5876筑後國交替實録帳
- 7. 千葉寺の年代については、かつて8世紀後半が比定されていたが、最近は8世紀前半代に評価が定まっているようである。千葉寺出土瓦の年代や特徴については、石田広美・今泉潔の両氏の御教示を得た。
- 8. 畿内産土師器を持ち込んだ人々については、この他にも千葉寺建立に伴い招聘された畿内の工人集団、及び 先に否定した在地有力者層が考えられるが、一人あたりの食器器種数の多いこと、炊事用具のないことは、こ

れらの人々では説明できず、否定せざるを得なかった。

又、性格的に最も近いものとなるかも知れない伊場遺跡については、遺物・遺構双方の面で、更に比較検討 を試みるべきであろう。

参考・引用文献

(論 文)

ーアー

安藤鴻基 1980 「房総七世紀史の一姿相」『古代探叢』滝口宏先生古稀記念考古学論集(早稲田大学出版部)

足利健亮 1975 「交通」『日本歴史地理総説』(吉川弘文館)

池邊 彌 1981 『和名類聚抄郡郷里驛名考證』(吉川弘文館)

石田広美 1983 「下総における八世紀代の搬入土器」『シンポジウム資料 房総における奈良・平安時代の土器』 史館同人・市立市川考古博物館

石戸啓夫 1986 「東国における暗文を有する土師器について」『史友』18 青山学院大学史学会

伊丹 徹 1985 「奈良・平安時代相模国の掘立柱建物」『神奈川考古』20 神奈川考古同人会

小笠原好彦 1983 「東日本における掘立柱建物集落の展開」『考古学論叢』芹沢長介先生還暦記念論文集(寧楽 社)

ーカー

鬼頭清明 1979 『律令国家と農民』(塙書房)

〃 1983 『古代日本を発掘する』 6 古代の村(岩波書店)

木下 良 1982 「国郡区の編成と主要施設」『日本歴史地図』原始・古代編下(柏書房)

國平健三 1984 「相模国の奈良平安時代集落構造 下」『神奈川考古』19 神奈川考古同人会

黒崎 直 1984 「平城京における宅地の構造」『日本古代の都城と国家』(塙書房)

ーサー

坂本太郎 1953 「万葉集の地理的環境」『日本古代史の基礎的研究』下 に再録 (東京大学出版会)

1954 「乗潴駅の所在について」『同上』に再録

佐原 真 1983 「食器における共用器・銘々器・属人器」『文化財論叢』奈良国立文化財研究所創立30周年記念 論文集 (同朋社)

潮見浩・松下正司 1970 「広島県下岡田遺跡」『新版 日本考古学講座』6 (雄山閣)

須田 勉 1980 「古代地方豪族と造寺活動」『古代探叢』

関根真隆 1969 『奈良朝食生活の研究』(吉川弘文館)

ーター

高橋美久二ほか1978 「古代山陽道の検討」『古代を考える』17 古代を考える会

〃 1982 「古代の山陽道」『考古学論考』小林行雄博士古稀記念論文集(平凡社)

田中新史 1980 「東国終末期古墳出土の馬具」『古代探叢』

(財千葉県文化財センター 1984 『研究紀要』8

リ 1985 『研究紀要』 9

千葉県立房総風土記の丘 1985 「シンポジウム竜角寺古墳群調査の意義――印波国造の消長」『千葉県立房総風

千葉市大北遺跡の検討

土記の丘年報』8

千葉市 1796 『千葉市史 史料編1 ――原始・古代・中世』

坪井清足監修 1980 『よみがえる平城京――天平の生活白書』(日本放送出版協会)

-+-

奈良国立文化財研究所 1979 『埋蔵文化財ニュース』18・19 古代地方官衙遺跡関係文献目録 I・II

西 弘海 1979 「奈良時代の食器類の器名とその用途」『研究論集』 V 奈良国立文化財研究所

〃 1982 「土器様式の成立とその背景」『考古学論考』

西山克己 1984 「東国出土の暗文を有する土器 (上)」『史館』17 史館同人

-/\-

早川庄八 1962 「資料紹介"時範記"」『書陵部紀要』14 宮内庁書陵部

藤岡謙二郎 1970 「『延喜式』の駅集落とその機能的分類について」『日本古文化論考』橿原考古学研究所(吉 川弘文館)

福山敏男 1967 「地方の官衙」『日本の考古学』VII (河出書房新社)

-マー

前川明久 1963 「蘇我氏の東国経営について」『續日本紀研究』112・113合併号 續日本紀研究会

1967 「大化前代の下総地方について」『續日本紀研究』137 續日本紀研究会

松村恵司 1983 「古代稲倉をめぐる諸問題」『文化財論叢』

-+-

山中敏史 1976 「古代郡衙遺跡の再検討」『日本史研究』161

1983 「評・郡衙の成立とその意義」『文化財論叢』

11 1984 「遺跡からみた郡衙の構造」『日本古代の都城と国家』

1984 「国衙・郡衙の構造と変遷」『講座日本歴史2 古代2』(東京大学出版会)

山中敏史・佐藤興治 1985 『古代日本を発掘する』 5 古代の役所 (岩波書店)

吉田 晶 1973 『日本古代国家成立史論』(東京大学出版会)

吉田恵二 1982 「『延喜式』所載の土器陶器」『考古学論考』

吉田 孝 1983 『律令国家と古代の社会』(岩波書店)

吉田東伍 1907 『大日本地名辞書』(冨山房) 1970増補版を利用

(報告書)

一千葉県一

天野努・谷旬ほか 1974 『八千代村上遺跡群』 日本住宅公団東京支社・㈱千葉県都市公社

松村恵司・石田広美ほか 1977 『山田水呑遺跡』 日本道路公団・山田水呑遺跡調査会

清藤一順・上野純司ほか 1980 『千葉県我孫子市日秀西遺跡』 (財千葉県文化財センター

阪田正一ほか 1984 『八千代市権現後遺跡』住宅都市整備公団首都圏都市開発本部・㈱千葉県文化財センター

石田広美ほか 1985 『主要地方道成田安食線道路改良工事 (住宅宅地関連事業) 地内埋蔵文化財発掘調査報告

書』 千葉県土木部・㈱千葉県文化財センター

池田大助・萩原恭一ほか 1986 『千葉急行線内埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅱ」 千葉急行電鉄株式会社・㈱千

葉県文化財センター

一神奈川県一

河野喜映ほか 1975 『鳶尾遺跡』神奈川県教育委員会

國平健三ほか 1979 『上浜田遺跡』神奈川県教育委員会

吉田章一郎・石戸啓夫ほか 1984 『藤沢市片瀬 大源太遺跡の発掘調査』青山学院大学

一静岡県一

八木勝行・磯部武男 1981 『日本住宅公団藤枝地区埋蔵文化財調査報告書III』藤枝市土地開発公社・藤枝市教育委員会

一奈良県一

奈良国立文化財研究所 1978 a 『平城宮跡発掘調査報告VII』

" 1982 ° " XI.

リ 1978 b 『飛鳥・藤原宮発掘調査報告II』

(千葉県文化財センター調査部)